

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会

第 2 回宿泊衛生専門委員会



日 時 : 令和 6 年 3 月 12 日 (火) 10 : 00
場 所 : 生涯学習交流センター松の館 会議室 B



青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って



**第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
第2回宿泊衛生専門委員会 次第**

1 開会

2 事務局長あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

- 【報告第1号】第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
宿泊衛生専門委員会委員の変更について…………… 1
- 【報告第2号】第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者
スポーツ大会開催準備経過概要…………… 2
- 【報告第3号】第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者
スポーツ大会の開催地及び会期の決定について…………… 4

(2) 審議事項

- 【議案第1号】青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項（案）…………… 8
- 【議案第2号】青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項（案）……………10
- 【議案第3号】青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項（案）……………11
- 【議案第4号】青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項（案）……………13

4 閉会

○参考資料

- 資料1 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則……………15
- 資料2 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会規程……………19
- 資料3 宿泊衛生専門委員会委員名簿……………21
- 資料4 第80回国民スポーツ大会つがる市宿泊基本計画……………22
- 資料5 第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画……………24

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会 宿泊衛生専門委員会委員の変更について

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第13条第5項の規定に基づき、第1回宿泊専門委員会（令和5年12月20日開催）以降、令和6年3月12日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

（順不同・敬称略）

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部 担当委員	福士 則明	寺田 憲司
公益社団法人青森県看護協会西北五支部 支部長	齊藤 春美	原田 真輝子
つがる市経済部観光・ブランド戦略課 課長	小寺 拓	渡辺 一晋

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会

開催準備経過概要

年 度	内 容	市関係分
平成25年6月24日	(公財)青森県体育協会が平成37年開催の第80回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出	
平成27年11月20日	知事、教育長、県体育協会長が、文部科学省と(公財)日本体育協会に開催要望書を提出	
平成28年1月13日	(公財)日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解	
平成28年8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会の設立	
平成28年12月26日	第80回国民体育大会市町村競技会開催意向調査書を青森県に提出	○
平成29年4月19日	第80回国民体育大会会場地市町村の内定(一次選定)バレーボール(少年女子)、柔道(全種別)	○
平成30年8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称	
令和元年7月31日	第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備連絡委員会設立	
令和元年10月9日 ～10日	中央競技団体正規視察(バレーボール)	○
令和元年10月23日	中央競技団体正規視察(柔道)	○
令和元年11月28日	青森県議会第300回定例会の一般質問において知事が第80回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明	
令和2年4月1日	つがる市教育委員会教育総務課内に国民スポーツ大会準備室を設置(3名体制)	○
令和2年5月28日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会設立発起人会を開催	○
令和2年6月1日	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出	
令和2年9月25日	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体及び第20回かごしま大会を令和5年に開催することを決定	

	これにより第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）及び第 25 回全国障害者スポーツ大会を令和 8 年に一年延期することが決定	
令和 2 年 10 月 8 日	（公財）日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定（第 25 回全国障害者スポーツ大会の開催についても内定）	
令和 3 年 7 月 1 日	第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催	○
令和 4 年 2 月 14 日	第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 1 回常任委員会を開催（書面開催）	○
令和 4 年 4 月 1 日	つがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課内へ国民スポーツ大会準備室を所管替え（3 名体制）	○
令和 4 年 6 月 27 日	第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 2 回総会を開催	○
令和 4 年 12 月 19 日	第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 1 回総務企画専門委員会を開催	○
令和 4 年 12 月 20 日	第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 1 回競技式典専門委員会を開催 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 1 回宿泊衛生専門委員会を開催 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 1 回輸送交通専門委員会を開催	○
令和 5 年 4 月 18 日 ～19 日	（公財）日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察	
令和 5 年 7 月 20 日	（公財）日本スポーツ協会理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として決定（第 25 回全国障害者スポーツ大会の開催についても決定）	
令和 5 年 9 月 20 日	第 25 回全国障害者スポーツ大会の会期決定	
令和 5 年 12 月 5 日	第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 2 回常任委員会を開催 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 3 回総会を開催	○
令和 5 年 12 月 8 日	（公財）日本スポーツ協会令和 5 年度第 3 回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ（第 80 回国民スポーツ大会）競技会会期（冬季大会・本大会）が決定	

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会 開催地及び会期の決定について

令和5年7月20日（木）に開催された（公財）日本スポーツ協会の理事会において、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び第80回国民スポーツ大会の会期が決定した。

また、令和5年9月20日（水）には、第25回全国障害者スポーツ大会の会期についても決定した。

その後、令和5年12月8日（金）に開催された（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、第80回国民スポーツ大会競技会会期が決定した。

○第80回国民スポーツ大会開催地及び会期

開催地：青森県

会 期：令和8年10月10日（土）～10月20日（火）

○第25回全国障害者スポーツ大会開催地及び会期

開催地：青森県

会 期：令和8年10月23日（金）～10月26日（月）

青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)競技会会期

<本大会>

式典	会場地	式典会場	式典 日数	競技日程																
				10月																
				10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火						
総合開会式	青森市	カクヒログループアスレチックスタジアム	1	●																
総合閉会式			1																●	

【正式競技(本会期)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程																
					10月																
					10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火						
陸上競技	全種別	青森市	カクヒログループアスレチックスタジアム	5						●	●	●	●	●							
サッカー	成年女子	十和田市	十和田市高森山球技場	4		●	●	●	●												
		十和田市	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド	2		●	●														
	少年男子	五戸町	五戸町ひばり野公園陸上競技場	1		●															
		八戸市	ブライフーズスタジアム	5	●	●	●	●	●												
			八戸市東運動公園陸上競技場	2	●	●															
		八戸市南郷陸上競技場	3	●	●	●															
少年女子	十和田市	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド	1	●																	
	五戸町	五戸町ひばり野公園陸上競技場	4	●	●	●	●														
	南部町	ふるさと運動公園陸上競技場	2	●	●																
テニス	全種別	青森市	新青森県総合運動公園テニスコート	4		●	●	●	●												
バレーボール	6人制	成年男子	青森市	マエダアリーナ	4		●	●	●	●											
	成年女子	五所川原市	五所川原市民体育館	4		●	●	●	●												
	少年男子	青森市	マエダアリーナ	4		●	●	●	●												
	少年女子	つがる市	伊藤鉱業アリーナつがる	4		●	●	●	●												
バスケットボール	成年男子	八戸市	八戸市東体育館	4						●	●	●	●								
	成年女子	むつ市	むつマエダアリーナ	4						●	●	●	●								
	少年男子	十和田市	十和田市総合体育センター	5						●	●	●	●	●							
	少年女子	三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	5						●	●	●	●	●							
レスリング	全種別	八戸市	FLAT HACHINOHE	4			●	●	●	●											
ウエイトリフティング	成年男子・女子・少年男子	平川市	ひらかわドリームアリーナ	5	●	●	●	●	●												
自転車	トラック・レース	成年男子・女子・少年男子	八戸市	八戸自転車競技場	4			●	●	●	●										
	ロード・レース	成年男子・女子・少年男子	階上町	階上町特設ロードレースコース	1		●														
ソフトテニス	全種別	青森市	新青森県総合運動公園テニスコート	4							●	●	●	●							
卓球	全種別	青森市	(仮称)青森市アリーナ	5		●	●	●	●	●											
軟式野球	成年男子	青森市	青森県営野球場	3		●	●	●	●												
		青森市	ダイシンベースボールスタジアム	4		●	●	●	●												
		三沢市	三沢市民運動広場野球場	3		●	●	●	●												
		六戸町	六戸町総合運動公園野球場	3		●	●	●	●												
		おいらせ町	おいらせ町下田公園野球場	1		●															
		六ヶ所村	六ヶ所村大石総合運動公園第三球場	1		●															
馬術	成年男子・成年女子・少年	山梨県	山梨県馬術競技場	5					●	●	●	●	●								
フェンシング	全種別	むつ市	むつマエダアリーナ	4	●	●	●	●													
柔道	成年男子・女子・少年男子	つがる市	伊藤鉱業アリーナつがる	3								●	●	●							
ソフトボール	成年男子	八戸市	八戸市長根公園野球場	3								●	●	●							
		八戸市	八戸市東運動公園野球場	3									●	●	●						
	成年女子	弘前市	弘前市運動公園野球場	3								●	●	●							
		弘前市	岩木山総合公園野球場	3								●	●	●							
	少年男子	東北町	東北町南総合運動公園ソフトボール場	3								●	●	●							
		東北町	東北町南総合運動公園野球場	3								●	●	●							
少年女子	三沢市	三沢市南山屋外運動場(A球場)	3								●	●	●								
		三沢市南山屋外運動場(B球場)	3								●	●	●								
バドミントン	全種別	黒石市	スポカルイン黒石	4		●	●	●	●												
弓道	近的	全種別	弘前市	青森県武道館	4	●	●	●	●												
	遠的	全種別	弘前市	青森県武道館	3	●	●	●													
剣道	全種別	七戸町	(仮称)七戸町総合アリーナ	3								●	●	●							
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	八戸市	ブライフーズスタジアム	2							●	●								
		女子	八戸市	ブライフーズスタジアム	2									●	●						
	15人制	少年男子	青森市	大進建設スポーツ広場ラグビー場	4							●	●	●	●						
青森市	大進建設スポーツ広場多目的グラウンド	3									●	●	●								
スポーツライミング	リード・ボルダー	全種別	青森市	盛運輸アリーナ	3		●	●	●												
カヌー	スプリント	全種別	西目屋村	津軽白神湖特設カヌー競技場	4						●	●	●	●							
空手道	全種別	弘前市	青森県武道館	3								●	●	●							
銃剣道	成年男子・少年男子	三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	3		●	●	●													
クレール射撃	トラップ・スキート	成年	弘前市	弘前クレール射撃場	4	●	●	●	●												
なぎなた	成年女子・少年女子	藤崎町	スポーツプラザ藤崎	3								●	●	●							
ボウリング	全種別	八戸市	ゆりの木ボウル	5		●	●	●	●	●											

【正式競技(会期前Ⅰ)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程														
					9月														
					3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	8 火	9 水	10 木	11 金	12 土	13 日				
水泳	競泳	全種別	青森市	(仮称)新青森県総合運動公園水泳場	3										●	●	●		
	水球	少年男子・女子			4														
	AS	少年女子			1	●													
	OWS	男子・女子																	
	飛込	全種別	宮城県利府町	セントラルスポーツ宮城G21プール	3									●	●	●			
ローイング	全種別	むつ市	むつ市大湊特設ローイング場	4										●	●	●			
ホッケー		成年男子・成年女子	六ヶ所村	六ヶ所村内子内農山村広場多目的広場	5		●	●	●	●	●								
		少年男子・少年女子	三沢市	青森県立三沢高等学校グラウンド	5		●	●	●	●	●								
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子・少年女子	青森市	サンセットビーチあさむし特設会場	4	●	●	●	●										
体操	競技	全種別	弘前市	青森県武道館	4	●	●	●	●										
	新体操	少年男子・少年女子			2										●	●			
	トランポリン	男子・女子			1														
セーリング	全種別	むつ市	大平マリーナ	4		●	●	●	●										
ハンドボール		成年男子・成年女子	青森市	盛運輸アリーナ	5		●	●	●	●	●								
		少年男子・少年女子		マエダアリーナ	5		●	●	●	●	●								
		少年男子	野辺地町	青森県立野辺地高等学校体育館	4		●	●	●	●									
相撲		成年男子・少年男子	十和田市	十和田市相撲場	3										●	●	●		
ライフル射撃	50m	成年男子・成年女子	弘前市	弘前市運動公園特設ライフル射撃場	3										●	●	●		
	10m	全種別			4											●	●	●	
	BR・BP	少年男子・少年女子			3												●	●	●
	25m	成年男子			3													●	●
カヌー	SL・WW	成年男子・成年女子	西目屋村	目屋溪谷岩木川カヌー競技場	4		●	●	●	●									
ゴルフ		成年男子	平内町	夏泊ゴルフリンクス	3											●			
		女子	青森市	青森カントリー倶楽部	3										●	●	●		
		少年男子		東奥カントリークラブ	3										●	●	●		
トライアスロン		成年男子・成年女子	青森市	青森市特設トライアスロン会場	1												●		

【正式競技(会期前Ⅱ)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程											
					9・10月											
					30 水	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	
アーチェリー	全種別	青森市	新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場	3							●	●	●			

【特別競技(会期前Ⅱ)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程											
					9月・10月											
					30 水	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	
(特別)高等学校野球	硬式	弘前市	弘前市運動公園野球場	3					●	●	●					
	軟式			3			●		●	●						

【公開競技】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程
綱引	—	平内町	平内町立体育館	2	8月22日(土)～8月23日(日)
ゲートボール	—	十和田市	十和田市若葉球技場	2	8月29日(土)～8月30日(日)
武術太極拳	—	三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	2	8月8日(土)～8月9日(日)
パワーリフティング	—	藤崎町	スポーツプラザ藤崎	3	9月26日(土)～9月28日(月)
グラウンドゴルフ	—	平川市	平川市陸上競技場、平賀多目的広場、ひらかドーム	2	9月26日(土)～9月27日(日)
バウンドテニス	—	十和田市	十和田市総合体育センター	3	10月2日(金)～10月4日(日)
エアロビック	—	平川市	ひらかわドリームアリーナ	2	8月22日(土)～8月23日(日)

青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)競技会会期

<冬季大会>

【スケート競技会・アイスホッケー競技会】

会場地	式典・競技	日程										会場		
		1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8			
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
八戸市	開始式			AM ◎										八戸市公会堂
	表彰式	スケート											PM ◎	YSアリーナ八戸
		アイスホッケー											PM ◎	調整中
	スケート	スピード							●	●	●	●		YSアリーナ八戸
		フィギュア		●	●	●	AM ●							FLAT HACHINOHE
三沢市		ショートトラック		●	●								三沢アイスアリーナ	
八戸市	アイスホッケー							●	●	●	●	●	テクニカルアイスパーク八戸 FLAT HACHINOHE	
三沢市								●	●	●	●		三沢アイスアリーナ	

【◎:開始式・表彰式、●:競技】

【スキー競技会】

会場地	式典・競技	日程				会場	
		2/14	2/15	2/16	2/17		
		土	日	月	火		
大鰐町	開始式		PM ◎				平川市文化センター
	表彰式					PM ◎	平川市文化センター
	アルペン			●	●	●	大鰐温泉スキー場
	クロスカントリー			●	●	●	
鹿角市	スペシャルジャンプ			●			花輪スキー場
	コンパインド	ジャンプ		◆	●		
		クロスカントリー			●		

【◎:開始式・表彰式、●:競技、◆:予備ラウンド】

青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を置く。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

6 炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実施本部に連絡する。また、市準備委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し、大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4. その他

- (1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（2）食品取扱施設等に対する監視、指導

食品取扱施設等に対する監視、指導を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（3）土産食品の衛生対策

土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

（4）会場等における食品販売店対策

競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生の監視、指導を行う。

（5）健康診断

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

ア 対象者

（ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

（イ）大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

（ウ）競技会場等において食品を提供する売店の従事者

(エ) その他市準備委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(6) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舍等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舍の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舍の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舍及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ・衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、衛生的な環境の確保に努める。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行う

とともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

ア 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

イ 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生についても、必要に応じてこの要項を準用する。

參考資料

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則（令和 3 年 7 月 1 日決定）第 13 条第 4 項に基づき、第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第 2 条 専門委員会の名称及び第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第 3 条から第 5 条まで並びに第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会

宿泊衛生専門委員会委員名簿

番号	機関・団体名	役職名	氏名
1	つがる市商工会	副会長	鈴木 秀夫
2	つがる市観光物産協会	副会長	小山内 金弥
3	つがる地球村株式会社	館長	清野 幸喜
4	株式会社つがる総合商社	代表取締役	尾野 章三
5	有限会社稲垣温泉ホテル	代表取締役社長	片山 貴善
6	宗教法人高山稲荷神社	参籠所主任	工藤 陽子
7	一般社団法人西北五医師会	理事	宮重 希典
8	西つがる歯科医師会	専務理事	平田 俊介
9	一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部	担当委員	福士 則明
10	公益社団法人青森県看護協会西北五支部	支部長	齊藤 春美
11	つがる市健康福祉部健康推進課	課長	島田 安子
12	つがる市民生部市民課	課長	工藤 理香子
13	つがる市経済部観光・ブランド戦略課	課長	小寺 拓

第80回国民スポーツ大会つがる市宿泊基本計画

1. 目的

第80回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう万全を期するために、「第80回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、安全で快適な宿泊環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を目的とする。

2. 内容

(1) 宿舎

- (ア) 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（「旅館業法」の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ）を利用する。
- (イ) 市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関等と協議の上、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- (ウ) 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

(2) 配宿

- (ア) 選手、監督及び競技会に関わる役員（以下「選手、監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合及び選手、監督等を除く大会参加者の配宿は、県と協議して行う。
- (イ) 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- (ウ) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督の宿舎とは別にする。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体が協議した結果を踏まえ、県と公益財団法人日本スポーツ協会が協議をした上で、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスが良く、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、大会参加者等が十分な活躍と観覧ができるよう、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

2. 内容

(1) 医療救護

(ア) 大会参加者等の傷病の発生に速やかに対応するため、関係機関等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(イ) 救護所及び救急車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の負担とする。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食品に起因する衛生上の危害を防止するため、関係機関等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関等のもとより、広く市民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の減量化及び適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。



第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会事務局
(つがる市教育委員会 教育部 社会教育スポーツ課 国民スポーツ大会準備室)
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
TEL 0173-49-1200 FAX 0173-49-1212